

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

○対象者 **農業者(個人・法人)**

※常時従業員が20人以下

※支援機関(裏面)の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ(共同)申請	1,500万円

<補助の対象となる経費>

(単独申請の例)

①経営継続に関する取組に要する経費

- ①機械装置等購入費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**
補助上限額 **100万円**

②感染拡大防止の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦PR費用

補助率 **定額**
補助上限額 **50万円**

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和2年12月末まで)に支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面

補助要件

「①経営継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

(例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入(※)

(例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更

(例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法(ネット販売、無人販売等)の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

(例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定

(例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。

〈お問い合わせ先〉
JA高千穂地区
総合企画課
82-2008
又は
82-2001

スケジュール(予定)

JAへの申請書提出

9月下旬まで